

令和6年4月吉日

各位

下呂市観光交流センター（湯めぐり館）

指定管理者：一般社団法人下呂温泉観光協会

下呂市観光交流センター（湯めぐり館）広場

ゴールデンウィーク特別条件 出店希望者募集のご案内

拝啓 急なご案内となり恐縮です。今月末よりのゴールデンウィークには多くの観光客の皆さんが下呂温泉にお越しいただけるものと思われま。そこで当協会としてはお越しいただいた観光客の皆さんにより満足いただくことを願い、観光交流センター前の広場を地域の方々に活用していただきたく出店希望者を募集することと致しました。

下記の要項をご確認の上、別紙申請書に必要事項を記入して4月22日(月)までにご提出ください(FAX可)。

敬具

記

日程	令和6年4月27日(土)～5月6日(月)の期間中(日数制限なし)
運用時間	9時～16時(5時間以上。準備開始8:30～、撤収終了～17:00)
出店内容	特産物販売、特産食品飲食販売、観光宣伝 (センター運営条例に基づき審査を行います。日程、区画についても応募状況によりご希望に添えない場合があります。)
利用料	下呂温泉観光協会 会員 無料 非会員 1区画あたり 1,000円/日 1区画は3m×3m 各日先着7区画/1店舗最大2区画まで ※通常の貸館料金は1区画11,000円/日
出店料	販売を伴う事業者のみ。売上げの10%を徴収させていただきます。
その他	

- ・申請後必ず湯めぐり館との事前打ち合わせをお願いいたします。
- ・飲食を伴うお店は保健所の許可が必要となります。各自で申請してください。
- ・交流センターにはごみ箱がありません。ご用意並びに持ち帰りをお願いします。
- ・お客様用の椅子、テーブルはお貸しできます。テントの貸出しはありません。
- ・水道の使用は清掃時のみ利用可。

問合せ・申し込み先 下呂市観光交流センター 下呂市 森 1075-1
TEL:0576-20-4146 (9時～17時)
FAX:0576-20-4425

【令和6年4月27日～5月6日に限る特別規則】

下呂市観光交流センターご利用にあたって

下呂市観光交流センター（以下「当施設」という。）は、下呂市により設置され、指定管理者として一般社団法人下呂温泉観光協会（以下「指定管理者」という）が運営する施設です。下呂市観光交流センター条例（以下「条例」という）及び下呂市観光交流センター条例施行規則（以下「規則」）を遵守・ご了解のうえ、利用してください。

更に指定管理者が独自に定めた事項及び、条例及び規則の中で特にご注意いただきたい点は以下の通りです。

1.（利用できる人）

当施設を利用することができるのは、施設設置の趣旨に合致するご利用をする人です。

ただし、18歳未満の方（高校生等を含む）は保護者等の同伴が必要になります。

2.（立ち入り）

当施設の利用状況を確認するため、利用中に指定管理者が立ち入りを行う場合があります。

3.（禁止事項）

当施設では、次の行為を行うことを禁止します。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- （2）特定の政党の利害に関する活動
- （3）特定の宗教を支持する活動、特定の教派・宗派・教団を支援する活動
- （4）マルチ商法の説明会等、消費者保護上問題のある催し
- （5）建物、設備、器具等を毀損するおそれがある行為
- （6）暴力排除の趣旨に反する行為
- （7）その他当施設の管理運営上、支障が出るおそれがある行為

4.（利用施設と利用料、利用条件）

令和6年ゴールデンウィーク特別価格となります。

区 分	設 備	単 位	利用金額
利用料金	広 場	1区画（3m×3m）1日当たり	1,000円

※下呂温泉観光協会会員は利用料無料

- ・ 出店料として売上の10%を頂戴します。利用日ごとに売上の報告をいただき、後日請求書にてお支払いください。
- ・ 水道利用については、清掃のみ利用可とします。
- ・ 当施設で飲食物の販売をされる方は保健所の営業許可証をご提示ください。

5.（利用の予約と許可）

当施設を利用する際は、あらかじめ、下呂市観光交流センターで予約申し込みと事前打ち合わせを行ってください。

下呂市観光交流センター <予約受付時間> 9時00分～17時00分

（0576）-20-4146

その許可は予約日より7日以内に連絡するものとします。

6. (予約と利用料の支払いについて)

予約可能日： 利用日 2 日前まで

予約方法： 午前 9 時から窓口での予約開始・電話予約はその翌営業日から開始

利用料、出店料： 5 月 6 日以降に請求書発行

利用料の納入期限：請求書のとおり

支払方法： 指定口座への振込又は下呂市観光交流センターでの現金払い

予約取消： 不可(利用料の返金はありません)

7. (予約変更)

利用日時の異なる一予約当たり 1 回の変更が可能です。

利用日 7 日前までに窓口で変更申請をしてください。

8. (予約取消)

次のような場合、予約を取り消します。

(1) 下呂市の条例や規則に違反した場合

(2) 施設の利用の権利を譲渡又は転貸するなど予約申請に偽りや不正があった場合

(3) 災害その他不可抗力により、当施設が利用できなくなったとき

(4) その他指定管理者が不適切な利用と認める場合

指定管理者は、利用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責は負いません。

9. (予約抽選)

原則として先着順により受付を行います。予約日初日午前中に複数の申込があった場合は、予約抽選会を行うことがあります。

10. (警察への照会)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される「暴力団」の利益となる当施設の利用を未然に防止するため、指定管理者は必要な場合、警察に照会を行う場合があります。

11. (損害賠償)

利用者及び施設の入館者等が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除する場合があります。

12. (その他)

(1) 下呂市の定める条例、規則及び指定管理者の指示に従って使用してください。

(2) 準備、後片付け等は、使用許可時間内に含みます。

(3) 既に納めた使用料は、原則として還付いたしません。

上記 7 の変更の場合の利用時間の短縮を含みます。

(4) 利用終了後は、広場の清掃・片付けを行ってください。

広場の利用時には、ブルーシートを敷くなど汚れが付着しないよう配慮してください。

汚れが付着してしまった場合は、利用者の責任において原状復帰していただきます。

(5) 利用する際に出たゴミ類は、必ず利用者が持ち帰り処分してください。

(6) チラシ等により当施設を開催場所として不特定多数の者に催事への参加を呼び掛ける場合は、事前に指定管理者へ相談をしてください。

(7) その他不明な点は、当館へお問い合わせ下さい。

下呂市観光交流センター 9:00～17:00

TEL 0576-20-4146 FAX 0576-20-4425

Mail gero_yumegurikan@yahoo.co.jp

令和6年4月11日制定

【令和6年GW特別企画】下呂市観光交流センター施設等利用許可申請書

年 月 日

(一社) 下呂温泉観光協会 様

申請者 住 所

氏 名

※申込者が団体の場合は団体名及び代表者名

担当者名

電話番号

下呂市観光交流センターの施設等を下記のとおり利用したいので、下呂市観光交流センター
条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

利用目的		
利用施設	広場	
利用団体等	所在地	
	団体名等	
	電話番号	
利用責任者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	
販売店等の設置	設置する・設置しない	
物品等の陳列	設置する・設置しない	
公告物の配布	設置する・設置しない	
販売商品・価格		

下呂市観光交流センター施設等利用に関する誓約事項

下呂市観光交流センター施設等の利用に際しては、下呂市観光交流センター条例及び下呂市観光交流センター条例施行規則に則り、下記の事項を遵守します。なお、違反があった場合は、指定管理者の指示に従います。

記

- (1) 施設において、他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 施設等を損傷又は汚損しないこと。ただし、故意ではなく損傷又は汚損があった場合は、遅滞なく指定管理者に届け出て指示に従うこと。
- (3) 承認なく施設に特別な設備を設け、又は原状を変更しないこと。
- (4) 承認なく備品を施設内から外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食、又は喫煙しないこと。
- (6) 施設内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 承認なく飲食物その他物品を陳列若しくは販売、又は広告物を配布しないこと。
- (8) 承認なく所定の場所以外に立入らないこと。
- (9) その他指定管理者の指示に反する行為をしないこと。
- (10) 施設を利用中に自己の過失により生じた事故等については、利用者及び入館者が一切の責任を負うこと。